

新居浜市地域防災計画 修正（案）の概要について

1 計画の位置付け

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条第1項に基づき、市長が会長を務める新居浜市防災会議において作成が義務付けられており、新居浜市の地域に係る国及び県の機関、公共機関等の防災対策上処理すべき事務又は業務について広く定め、これらの総合的運営を図る基本計画となるものである。

2 計画修正の経緯

平成27年度修正以降に発生した「平成28年熊本地震」、「平成30年7月豪雨（西日本豪雨）」、「令和元年東日本台風」等では、想定を超えた巨大な後発地震や水害・土砂災害等により未曾有の被害が発生した。

また、新型コロナウイルスの感染拡大から、避難所における避難者の過密抑制など感染症対策の観点を取り入れた防災対策についても推進する必要がある。

こうしたことから、国においては災害対策基本法等の改正を踏まえ、防災基本計画の修正が行われている。また、愛媛県においても西日本豪雨の災害対応の検証結果等を県地域防災計画に反映しており、これらを踏まえて新居浜市地域防災計画を修正するものである。

さらには、令和2年4月に防災活動の拠点となる消防防災合同庁舎が完成し、災害に即応した危機管理体制の改編や防災センターの活用についても計画に定める。

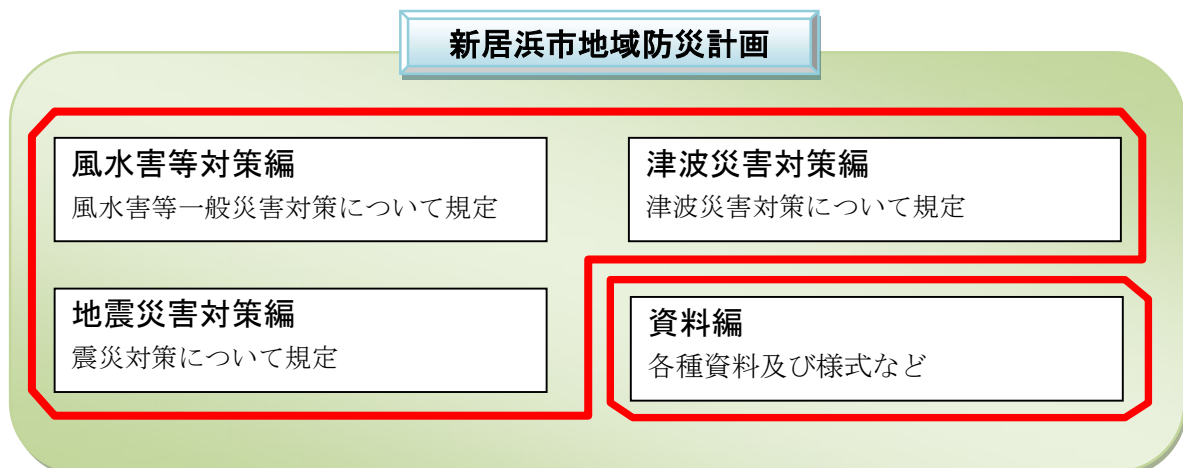
3 計画修正の概要

（1）災害対策基本法の改正内容、国防災基本計画及び県地域防災計画の修正内容の反映

- ア 災害対策基本法、水防法等の改正内容の反映
- イ 防災基本計画及び愛媛県地域防災計画の修正事項の反映

（2）新居浜市独自の防災対策の反映

- ア 新居浜市消防防災合同庁舎の開庁に伴う危機管理体制の見直しの反映
- イ 新たな防災情報の伝達手段の反映
- ウ 新居浜市水防計画の修正内容の反映 など



4 計画の主要修正事項

○…3編の共通する事項、●…個別の編に特化した事項

今回の地域防災計画の主要な修正事項は以下のとおりである。

(1) 総論

[計画の主旨]

○新居浜市国土強靱化地域計画の策定

風水害P2-5、地震P2、津波P2

(国土強靱化基本法に基づく新居浜市国土強靱化地域計画を地域防災計画に明記)

- ・新居浜市国土強靱化地域計画の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成及びこれに基づく防災対策の推進

(2) 災害予防対策

[気象予警報等の伝達]

●洪水予報河川等への具体的な避難勧告等の発令基準の策定

＜風水害＞

風水害P17-(9)

(平成29年7月九州北部豪雨を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・県による浸水想定区域の指定を受け、水位周知河川について洪水予報等の伝達方法等を定めることを位置付け

●住民の避難行動等を支援する防災情報の提供

＜風水害＞

風水害P17-(12)

(西日本豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難体制に関する修正に対応)

- ・5段階の警戒レベルでの防災情報の提供

警戒レベル**4**で危険な場所から**全員避難!!**

新居浜市から発令される避難情報

警戒レベル	住民がとるべき行動	避難情報等	
警戒レベル5	命を守る行動を!	災害発生情報	新居浜市が発令
警戒レベル4	危険な場所から 全員避難!	避難勧告 (避難指示(緊急))	
警戒レベル3	危険な場所から 高齢者などは避難!	避難準備 高齢者等避難開始	
警戒レベル2	避難行動の確認	大雨注意報 洪水注意報	気象庁が発表
警戒レベル1	最新情報に注意	早期注意情報	

〔防災思想・知識の普及〕

○防災センターの活用

風水害P22-(1)-イ-(ア)、地震P23、津波P22

- ・災害の疑似体験を通じて、自らの命は自らが守る「自助」、近所・地域などを守る「共助」について考えてもらい防災意識の向上を図る。

●防災マップの活用 <風水害>

風水害P23-5-(1)

- (平成27年5月水防法の改正、西日本豪雨を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)
- ・河川近傍や浸水深の大きい区域については、ハザードマップ等に「早期の立ち退き避難が必要な区域」として明示
 - ・水害・土砂災害からの避難体制に関し、「自らの命は自らが守る」意識の徹底や地域の災害リスクととるべき避難行動等の周知

○災害リスクととるべき行動の理解促進

風水害P23-5-(1)、地震P24、津波P24

- (令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)
- ・ハザードマップ等の配布・回覧時に居住地域の災害リスクやとるべき行動等を周知
 - ・避難に関する情報の理解促進

○分散避難の推進

風水害P23-5-(1)、地震P24、津波P24

- (避難所における「新型コロナウイルス感染症」に対応)
- ・安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・友人宅も選択肢としてあることなど分散避難の理解の促進

〔自主防災組織の活動〕

○防災士の更なる養成

風水害P25-2-(2)-ア、地震P25、津波P25

- (西日本豪雨の災害検証結果による県地域防災計画の修正に対応)
- ・防災士の資格取得の促進、更なる養成
 - ・自主防災組織等への女性の参画、男女共同参画について強化

〔地盤災害予防対策〕

●液状化ハザードマップの作成・公表 <地震>

地震P31

- (近年発生した災害対応の教訓を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)
- ・液状化危険度マップを作成、公表し、知識の普及

〔事業者の防災対策〕

●災害リスクととるべき行動の理解促進 <風水害>

風水害P31-(2)-ア

- (令和元年東日本台風に係る検証を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)
- ・豪雨時等の事業者によるテレワーク、時差出勤、計画的休業等の適切な外出抑制の実施

〔ボランティアによる防災活動〕

○市・NPO・ボランティア等の三者連携

風水害P32-1-(4)、地震P25、津波P25

- (国の防災基本計画の修正に対応)
- ・NPO・ボランティア等及び中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）相互間の連絡体制の構築及び活動環境の整備・強化

〔業務継続計画の策定〕

○業務継続の確保

風水害P35、地震P26、津波P25

(国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定、電気・水・食料等の確保、災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保、重要な行政データのバックアップ並びに非常時優先業務を整理することについて定める等、業務継続計画の策定に係る重要な要素の明確化

〔避難対策〕

○指定避難所の指定

風水害P37、P40-8、地震P33、34、津波P31、32

(避難所における「新型コロナウイルス等感染症」を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策について、感染症患者が発生した場合の対応を含め、平時から必要な措置を検討
- ・ 避難所における避難者の必要面積は、感染予防や良好な避難所生活に必要な面積を考慮
- ・ 住民も参画して感染症対策も踏まえた避難所運営マニュアルを避難所ごとに策定

○避難場所、避難所、避難路の周知徹底

風水害P37-3、地震P33、津波P31

- ・ 円滑な避難のための立退きを確保する上で必要な事項を記載した印刷物の配布やスマートフォンアプリやコミュニティFMを活用し避難情報を速やかに伝達
- ・ 分散避難の観点から、市民は事前に様々な避難先を検討

○指定避難所の設備及び資機材の配備

風水害P38-4、地震P33、津波P31

(避難所における「新型コロナウイルス等感染症」対策の反映に対応)

- ・ マスク、消毒液などの避難所における感染症対策に必要な物資・資機材等の確保

○災害時におけるペットの救護対策

風水害P40-10、地震P34、津波P32

- ・ 「人とペットの災害対策ガイドライン」の改訂に対応した情報提供、普及啓発、訓練等の実施

〔緊急物資確保対策〕

○物資拠点の開設及び避難所までの輸送体制の強化

風水害P41、地震P40、津波P37

(平成28年熊本地震・令和元年房総半島台風に係る検証を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・ 緊急輸送活動のため確保すべき道路等の輸送施設及び輸送拠点を把握・点検
- ・ 地域内輸送拠点(物資集積場所)を速やかに開設し、各避難所に緊急物資を届ける緊急輸送ネットワークの形成を図るほか、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握
- ・ 物資調達・輸送調整等支援システムを活用した効率的な物資支援の推進

〔広域的な応援体制の整備〕

○相互応援協定の締結

風水害P51、地震P36、津波P38

- ・他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定を締結

○受援計画の策定

風水害P51、地震P36、津波P38

(令和元年東日本台風等の被災地支援の知見等を踏まえた県地域防災計画の修正に対応)

- ・実効性の確保に留意した受援活動体制の整備

○近隣の市町等との協力体制

風水害P51、地震P36、津波P38

(西日本豪雨の災害検証結果を踏まえた県地域防災計画の修正に対応)

- ・カウンターパート方式による相互応援
- ・新たに締結した愛媛県消防団広域相互応援協定の反映

〔水害・高潮災害予防対策〕 <風水害>

〔地盤災害予防対策〕 <地震>

●避難確保計画の作成

風水害P62-2、P63-9、P65-3、地震P31

(関係法令の改正を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・要配慮者利用施設の管理者による避難確保計画の作成義務化

〔災害復旧・復興への備え〕

○罹災証明書の交付体制の整備

風水害P73-5、地震P46、津波P38

(西日本豪雨の災害検証結果による県地域防災計画の修正に対応)

- ・被災者生活再建支援システムを活用した迅速な罹災証明書の交付

(3) 災害応急対策

〔防災組織及び編成〕

○活動体制の区分及び設置基準

風水害P76、P79～88、地震P48、津波P45

- ・特別警戒体制では災害警戒本部、非常体制では災害対策本部を消防防災合同庁舎5階に設置する。
- ・組織改編に伴い災害対策本部等の組織及び事務分掌を見直し

〔避難活動〕

●水害・土砂災害からの避難体制 <風水害>

風水害P106-1・(1)

(西日本豪雨を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・避難行動等を支援する防災情報について、5段階の警戒レベルでの防災情報を提供

〔食料及び生活必需品等の確保・供給〕

○分散備蓄

風水害P143-6、地震P67、津波P59

- ・本格的救援活動が始まるまでの必要最低限の食料等について、主に指定避難所を中心として地域ごとに分散して備蓄する。

〔廃棄物等の処理〕

○災害廃棄物の処理体制

風水害P157、地震P68、津波P59

- ・大規模災害発生時に災害廃棄物処理を適正かつ迅速に推進するために実施すべき事項等について整理した「新居浜市災害廃棄物処理計画」を地域防災計画に明記

(4) 災害復旧・復興対策

〔被災者等に対する支援〕

○物資供給体制の強化

風水害P207-2、地震P80、津波P63

(平成28年熊本地震の課題を反映)

- ・義援物資の受入れ及び配分について、マニュアル作成や情報共有方法を検討

(5) 南海トラフ地震防災対策 <地震>

南海トラフ地震防災対策推進計画

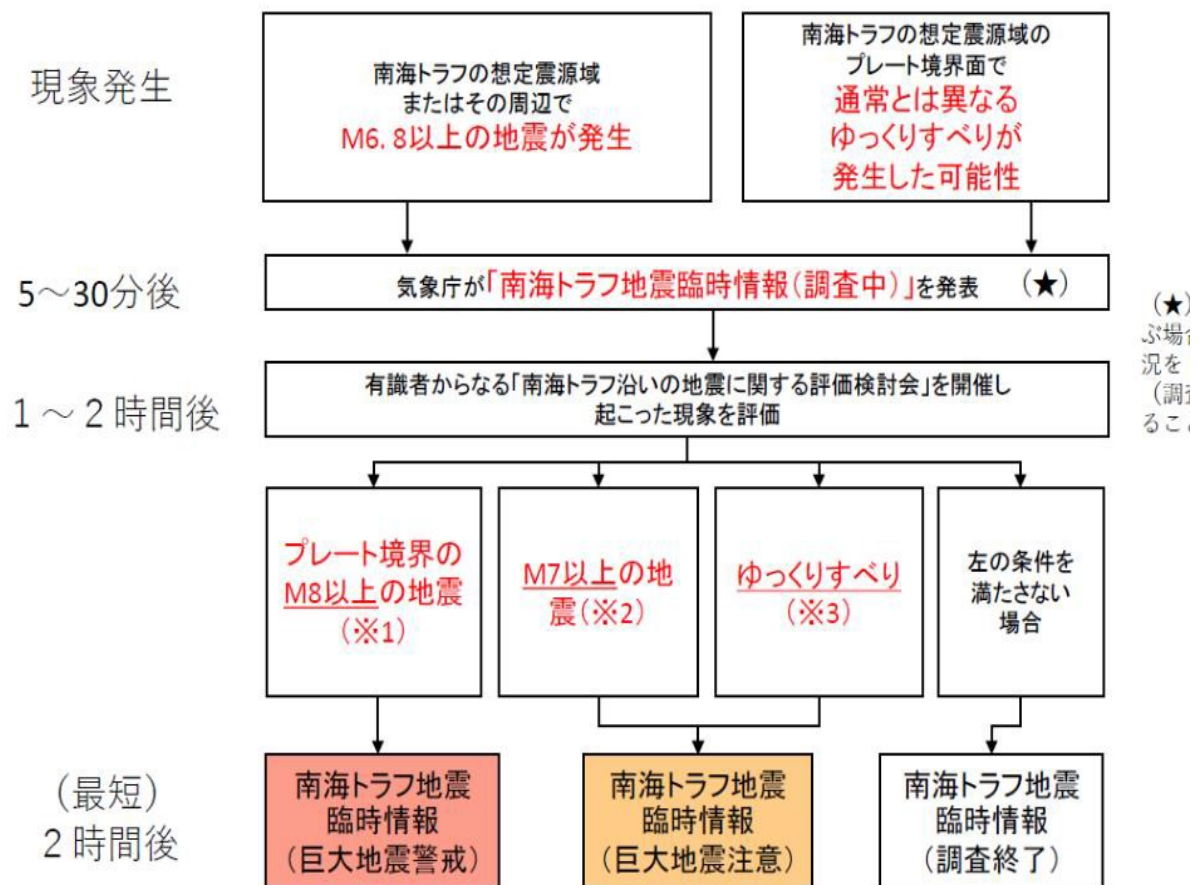
〔南海トラフ地震の時間差発生等における円滑な避難の確保等〕

●南海トラフ地震臨時情報発表後の後発地震発生への備え

地震P88~91

(最近の施策の進展等を踏まえた国の防災基本計画の修正に対応)

- ・南海トラフ地震防災対策推進基本計画に基づく南海トラフ地震臨時情報発表時の対応に関する事項を推進計画に追加



※内閣府「南海トラフ地震」